

令和7年度英語指導助手民間派遣業務仕様書

1 目 的

国際理解教育の推進を図り、生徒の国際感覚及び英語コミュニケーション能力の向上を目的とする。

2 内 容

- (1) 業 務 名 英語指導助手民間派遣業務
- (2) 契 約 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 派 遣 期 間 令和7年4月8日（火）から令和8年3月19日（木）まで
- (4) 予定時間数 13,580 時間（1 日 7 時間×年間 194 日×10 人）
- (5) 派 遣 先 派遣先、派遣人数一覧表に記載する場所
- (6) 派 遣 人 数 派遣先、派遣人数一覧表の 10 人
- (7) 就 業 日 原則として、各学期の始業式から終業式までの月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、長期休業期間を除く
- (8) 就業時間等 原則として午前8時30分から午後4時15分までとし、必ず就業時間の途中に45分の休憩時間をおくこと。
就業時間については派遣先と協議の上、実態に応じて柔軟に対応すること。
なお、労働時間は、休憩時間を除き1日について7時間、1週間について35時間とする。
- (9) 派遣費用に含まれる項目は、英語指導助手（以下「ALT」と言う。）の給与、通勤費（一部車通勤）、住宅費、社会保険費、ALTに対するその他一切の経費を含む。
- (10) 派遣先の就業日及び就業時間の通知は派遣先と派遣元との調整の上、派遣先が通知する。
- (11) 上記(7)、(8)に定める事項は学校行事その他の事情により変更する場合がある。
この場合、派遣先は派遣元に書面等により先に通知するものとする。

3 ALTの業務内容

各派遣先における校長等の指示を通じて、各学校の外国語担当教職員の指導のもと、以下の業務に従事する。

- (1) 府立中学校又は府立高等学校（分校含む）における英語授業等の補助とその事前準備
- (2) 英語教材作成の補助
- (3) 英語担当教員等に対する現職研修の補助
- (4) 特別活動や部活動等への協力
- (5) 英語担当指導主事や英語担当教員等に対する語学に関する情報の提供（言葉の使い方、発音の仕方等）
- (6) 英語スピーチコンテストへの協力

- (7) 地域における国際交流活動への協力
- (8) 試験実施の補助
- (9) その他、所属長が必要性を認め、派遣元が合意した業務

4 A L Tの資格要件

派遣元は前項の業務を実施するA L Tの選任に当たって、次の各号に掲げる資格要件を全て満たすことを条件とし、適任者を派遣する。派遣元は派遣先に派遣者の履歴事項を書面で提出し、承認を得なければならない。

- (1) 英語を母語とし、英語を公用語とする国の大学以上の卒業の能力を有すること。
- (2) 現代の標準的な英語力を備え、英語の発音、リズム、イントネーション及び発声が優秀であり、かつ文章力、文法力が優れていること。
- (3) 心身ともに健康であり、契約期間内の勤務が可能であること。
- (4) 日本の教育環境を理解し、熱意を持って勤務が可能であること。
- (5) 業務の実施に支障がなく、勤務に適した就労査証を取得していること。
- (6) 派遣先で積極的なコミュニケーションを図ることが可能であること。
- (7) 法令を遵守し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。

5 派遣先、派遣人数一覧表 下記 10 人

人数	派遣先	形態	郵便番号	住所	派遣日数／週【予定】
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	京都市〇〇〇〇	3／週
	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	京都市〇〇〇〇	2／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	京都市〇〇〇〇	5／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	京都市〇〇〇〇	3／週
	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	宇治市〇〇〇〇	2／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	京都市〇〇〇〇	5／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	城陽市〇〇〇〇	3／週
	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	木津川市〇〇〇〇	2／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	城陽市〇〇〇〇	3／週
	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	京田辺市〇〇〇〇	2／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	木津川市〇〇〇〇	5／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	亀岡市〇〇〇〇	3／週
	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	京都市〇〇〇〇	2／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	南丹市〇〇〇〇	5／週
1	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	福知山市〇〇〇〇	3／週
	〇〇高等学校	全日制	〇〇〇〇	福知山市〇〇〇〇	2／週

6 その他

- (1) 派遣されたA L Tが不適格と派遣先の所属長が認めた場合は、派遣元と調整の上、新たに適任者を派遣することとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、教育委員会と協議して定めること。